

十日町市建設工事入札参加資格審査規程実施要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 57 号

第 1 趣旨

この告示は、十日町市建設工事入札参加資格審査規程（平成 17 年十日町市告示第 10 号。以下「規程」という。）に基づき、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する建設業者及び共同企業体（以下「企業体」という。）の資格審査及び企業体に係る入札、見積り及び請負契約の締結に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 資格審査及び格付け

規程第 3 条又は第 16 条の規定による建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出があったときは、規程第 6 条又は第 17 条の規定に基づき次の 1 又は 2 に掲げる基準により審査し、建設工事の種類ごとに 3 に掲げる方法により総合評点を算出するとともに、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事については、4 に掲げる基準に従って等級格付けを行う。

1 建設業者

(1) 客観的事項

「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準」（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）の基準により審査するものとする。

(2) 主観的事項

次のアからウまでに掲げる基準により審査するものとし、該当した場合に、申請のあった全ての建設工事の種類に対して別表 2 による評点を与える。

ア 十日町地域広域事務組合消防団協力事業所として認定

資格審査申請日において消防団協力事業所に認定されている場合

イ 十日町市発注の除雪業務の受託

資格審査申請年度において十日町市発注の除雪業務を受託している場合

ウ 男女共同参画の推進状況

資格審査申請日において新潟県のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱に基づく登録を受けている場合

エ 個人番号カードの取得又は交付申請の状況

資格審査申請日において、別に定める従業者（十日町市内に住所を有する者に限る。以下この号において同じ。）の数に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの交付を受けている従業者の数及び交付の申請をした従業者で交付を受けていないものの数を合計した数の割合が 10 分の 7 以上である場合

2 共同企業体

規程第 17 条の規定に基づく企業体の審査は、各構成員について前記 1 に掲げる基準により審査を行ったうえで、次の(1)及び(2)に掲げる基準により審査を行う。

(1) 客観的事項

ア 経営規模

(ア) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高
各構成員の許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高のそれぞれの和を用いて行うものとする。

(イ) 自己資本の額及び建設業に従事する職員の数

各構成員の自己資本の額及び建設業に従事する職員の数のそれぞれの和を用いて行うものとする。

イ 経営状況

各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。

ウ 技術力

許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。

エ その他の審査項目（社会性等）

各構成員について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値によるものとする。

(2) 主観的事項

前記 1 の(2)の規定を準用して審査し、各構成員について算定される評点の平均値によるものとする。

3 総合評点の算出方法

建設工事の種類ごとに建設省告示の定めるところにより、建設業法施行規則

(昭和 24 年建設省告示 14 号) 第 21 条 3 によって算出された点数に主観的事項の評点を加えて総合評点を算出する。

4 格付けの基準

別表第 1 により、建設工事の種類ごとに等級格付けする。

第 2 の 2 経常共同企業体の資格要件

経常共同企業体は、規程第 15 条第 2 項に規定する要件のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 構成員が、入札に参加しようとする業種について、元請・下請を問わず直前 2 年間に官公庁及び民間における完成工事高を有すること。
- (2) 構成員の数が 3 社以内であること。
- (3) 構成員のすべてが相互に同一又は直近の等級に格付けされた者であること。
- (4) 代表者の出資比率は、他の構成員と同一又はそれより大きいこと。
- (5) 出資比率が最小の構成員の出資比率は、次に掲げる場合による区分に応じ、それぞれの定める比率以上であること。
 - (ア) 構成員の数が 2 社の場合 30%
 - (イ) 構成員の数が 3 社の場合 20%
- (6) 建設業法の定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

第 2 の 3 経常共同企業体の解散、参加資格の辞退

経常共同企業体は、規定第 18 条第 2 号に規定する参加資格の有効期間（当該期間を経過した日において、請け負った工事でも未完成のものがあるときは、当該工事が完成する日までの間。）は、構成員の破産、解散等やむを得ない理由がある場合を除き、市長の承認を得なければ、解散し、参加資格を辞退することができないものとする。

第 3 事務取扱い

- 1 申請者の受理、資格審査及び格付けに関する事務は、財政課において行うものとする。
- 2 規程第 6 条及び第 18 条の規定による入札参加資格者名簿は、様式第 1 号により作成し、申請者に対する通知は、様式第 2 号により行うものとする。
- 3 資格審査及び格付けの結果については、申請者に通知するほかホームページ等で公表するものとする。

第4 共同企業体の入札

- 1 共同企業体の入札書及び見積書には、構成員の全員が記名押印しなければならない。

ただし、他の構成員全員が構成員の1人に入札及び見積り（以下「入札等」という。）を委任したとき、又は構成員の全員が構成員以外の者に委任等をしたときは、その委任を受けた者の記名押印をもって入札等を行うことができる。

- 2 共同企業体に対する入札事項の通知、書面による落札者の決定通知及び見積書を徴するときの通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

第5 共同企業体との請負契約

- 1 共同企業体の締結する請負契約書には、構成員全員に記名押印させなければならない。

- 2 請負契約には、次の特約条項を設けなければならない。

- (1) 構成員は、請負契約の履行に関し共同連帯して責任を負うこと。
- (2) 十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）別記建設工事請負基準約款第37条の規定は解散した共同企業体の構成員に適用があること。
- (3) 注文者は、相手方に対する通知、請求、承認及び協議等その契約による行為については、共同企業体の代表者を相手方とすること。

- 3 請負契約の履行の完了以前における構成員の脱退については、破産、解散等真にやむを得ない事由があると認められる場合のほかは、脱退に対する承認は与えないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の十日町市建設工事入札参加資格審査規程実施要綱（平成7年十日町市制定）、川西町建設工事入札参加資格審査規程実施要綱（平成7年川西町告示第30号）、中里村建設工事入札参加資格審査実施要綱（平成7年中里村制定）、松代町建設工事入札参加資格審査規程実施要綱（平成7年松代町告示第13号）又は松之山町建設工事入札参加資格審査規程実施要綱（平成11年4月1日松之山町伺定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それ

ぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 21 年 11 月 27 日告示第 191 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 14 日告示第 5 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 10 日告示第 2 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 10 日告示第 123 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 10 日告示第 196 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の十日町市建設工事入札参加資格審査規程の規定は、令和 4 年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用し、令和 3 年度において行われる資格審査については、なお従前の例による。

別表第1（第2関係）

等級	土 木 一 式 工 事		
	総合評点	1級技術職員数	1級技術職員及び2級技術職員数の合計数
A	950～	5人以上	15人以上
B	800～949	1人以上	5人以上
C	700～799		2人以上
D	～699		1人以上

注) 総合評点の基準は満たすが、技術職員数の基準を満たさない場合は、技術職員数の基準を満たす等級まで降級する。

等級	建築一式工事	電気工事	管工事	ほ装工事
	総 合 評 点			
A	800～	750～	750～	950～
B	700～799	650～749	650～749	800～949
C	650～699	～649	～649	～799
D	～649			

別表第2（第2関係）

主観的事項	評点
資格審査申請日において消防団協力事業所に認定されている場合	10
資格審査申請年度において十日町市発注の除雪業務を受託している場合	10
資格審査申請日において新潟県のハッピー・パートナー企業に登録されている場合	10
資格審査申請日において十日町市に住所を有する従業者のうち、個人番号カードを取得又は交付申請した者の割合が10分の7以上の場合	10